



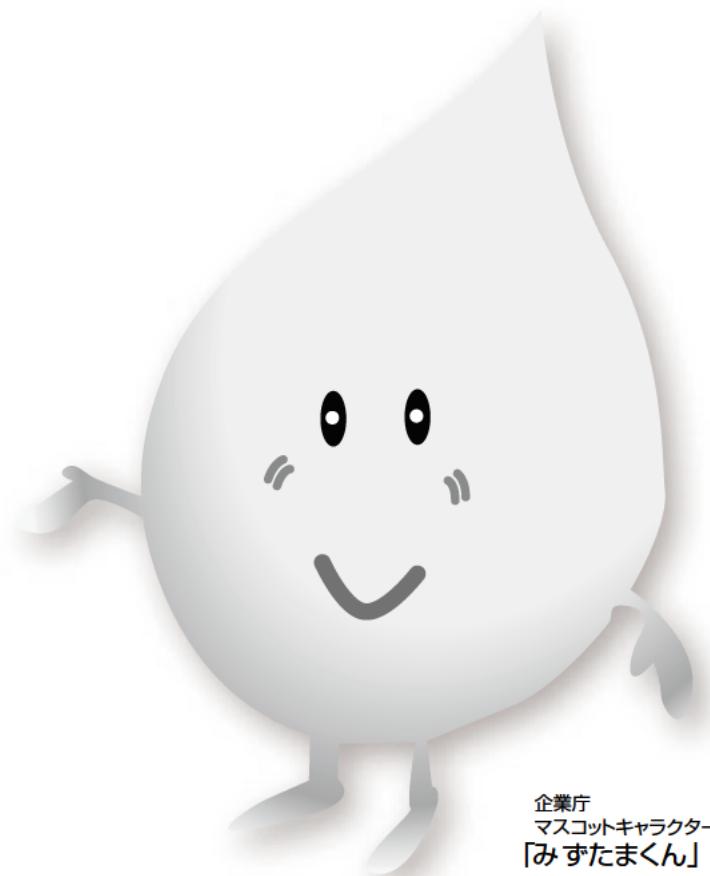
平成28年度
三重県企業庁事業概要

の恵み



企業庁
マスコットキャラクター
「みずたまくん」





企業庁
マスコットキャラクター
「みずたまくん」

使 命

企業庁は次のことを使命として取り組んでいます。

次世代につながる生活基盤の維持向上を図り、将来的にも持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現することにより、県民のくらしの安全・安心を確保し、経済・産業の発展に寄与します。

目次

三重県企業庁の施設位置図	2
1. 企業庁の役割	3
2. 企業庁が行っている事業	3
3. 事業の内容	
水道用水供給事業の概要	4
工業用水道事業の概要	5
電気事業の概要	6
水・電気の供給のしくみ	7
各事業所の主な業務内容	9
環境保全と地域貢献	11
災害時における活動	12
4. 財務の状況	
企業庁の財務の特徴	14
損益計算書及び貸借対照表（平成27年度決算見込）	15
5. 「三重県企業庁長期経営ビジョン」の概要	16
資料編	19
1 三重県企業庁組織	20
2 予算等の概要	
（1）平成28年度当初予算	22
（2）費用の構成	24
3 水道用水供給事業の概要	
（1）事業概要	26
（2）水質	27
（3）営業実績等の概況	28
4 工業用水道事業の概要	
（1）事業概要	33
（2）料金	34
（3）水質	34
（4）営業実績等の概況	35
5 電気事業の概要	
（1）事業経緯	40
（2）R D F 焼却・発電事業	40
6 「三重県企業庁第3次中期経営計画」の概要	43
7 企業庁の歩み	46

三重県企業庁の施設位置図



凡 例	
□	ダ ム
—	浄水場(水道用)
—	浄水場(工業用)
●	水道用水送水管分水地点
- - -	建 設 計 画
—	工業用水配水管
☀	発 電 所
○ ●	取 水 施 設

1. 企業庁の役割

三重県企業庁(以下「企業庁」という。)は三重県が経営する地方公営企業です。地方公営企業とは、地域住民の福祉の増進を目的として県や市町村などが直接経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービスを行う役割を担っています。

企業庁(地方公営企業)の特徴

企業庁の代表者である企業庁長(管理者)は、知事により任命されますが知事の一般的な指揮監督は受けず、企業庁の業務の執行に関して三重県を代表し、独自の権限により経営を行っています。

また、企業庁の事業に必要となる経費は、原則として料金収入など経営にともなう収入を充てるという独立採算制により賄われています。

2. 企業庁が行っている事業

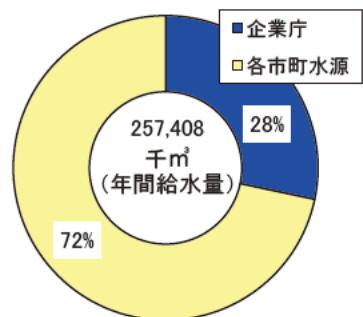
企業庁は、現在、次の三つの事業を行っています。

1) 水道用水供給事業

県内29市町のうち、18市町に水道用水を供給しています。

三重県内の需要の約28%にあたる量の水道用水を供給しており、市町では、企業庁からの水と自己水源からの水を合わせるなどして、一般家庭に水道水を給水しています。

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(平成26年度実績)

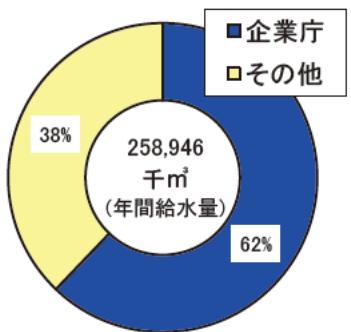


2) 工業用水道事業

県内93社の106工場に工業用水を供給しています。

工業用水は産業の血液とも呼ばれ、冷却・温調用水、製品処理・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などとして利用されており、地域経済にとって欠くことのできないものとなっています。また、地下水汲み上げによる地盤沈下を防止する役割も担っており、環境の保全に役立っています。

県内工業用水に
企業庁の水が占める割合
(平成26年実績)



3) 電気事業

RDF焼却・発電による電気を、電気事業者に供給しています。

RDF焼却・発電は、県内5団体6施設(12市町)で製造されるRF(ごみ固形燃料)を適正処理する重要な役割を担うとともに、安全性の確保を前提として、燃焼エネルギーによる発電(サーマルリサイクル)を行って、資源循環型社会の構築に貢献しています。

3. 事業の内容

水道用水供給事業の概要

○施設の概要

企業庁の施設は、1日あたり約42.9万m³の水道用水を供給できる能力を備えており、県内18市町に供給しています。

平成28年4月1日現在

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	給水対象市町	管路延長 (km)
北中勢水道用水供給事業	木曽川総合用水(岩屋ダム)	播磨	80,300	四日市市、桑名市、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町	168.7
	三重用水	水沢	51,000	四日市市、鈴鹿市、菰野町	
	長良川(長良川河口堰)	播磨	18,000	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、菰野町、朝日町、川越町	
	雲出川(君ヶ野ダム)	高野	81,416	津市、松阪市	140.8
	長良川(長良川河口堰)	大里	58,800	津市、松阪市	
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川(蓮ダム)	多気	139,850	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市多気町、明和町、大台町、玉城町度会町	120.1
合計		5ヶ所	429,366	18市町	429.6

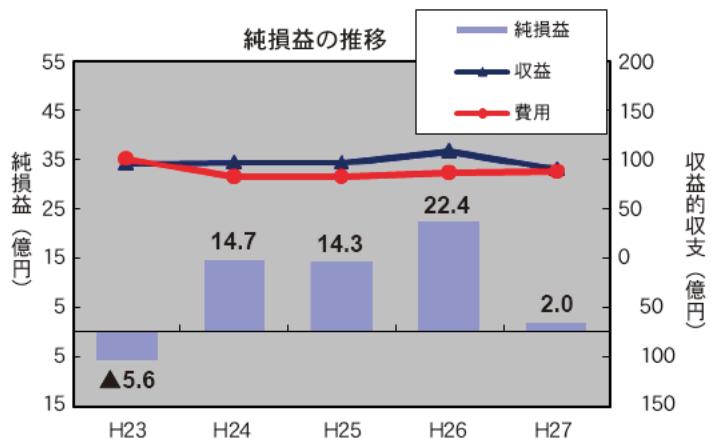
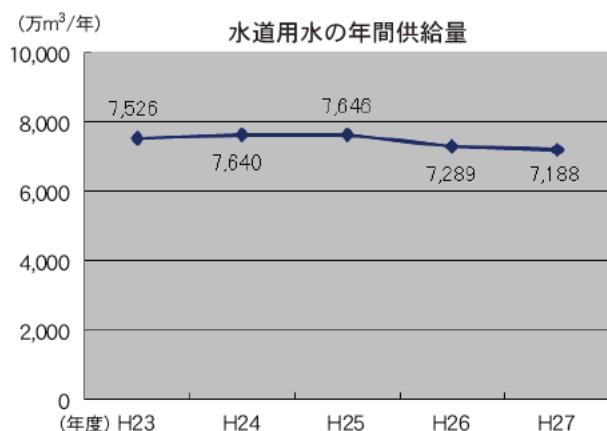
○営業実績

1年間で、約7,200万m³、1日あたりに換算すると、平均して約20万m³(三重県本庁舎の約2.6杯分)の水道用水を供給しています。

平成27年度の年間供給量は、前年度と比べわずかに減少しました。

○経営状況

平成27年度は、年間供給量が前年度と比べわずかに減少し、また、料金改定により給水収益が減少したことから、純利益は約2億円となりました。



工業用水道事業の概要

○施設の概要

企業庁の施設は、1日あたり約91.2万m³の工業用水を供給できる能力を備えており、県内93社の106工場に供給しています。

平成28年4月1日現在

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水区域	給水工場数	管路長 (km)
北伊勢 工業用水道事業	長良川 三重用水	沢地	260,000	726,080	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社81工場	296.9
	員弁川	伊坂	180,000				
	木曽川総合用水 (岩屋ダム)	山村	400,000				
中伊勢 工業用水道事業	雲出川 (君ヶ野ダム)	-	33,000	19,910	津市	16社18工場	41.5
松阪 工業用水道事業	櫛田川	-	38,500	38,500	松阪市	7社7工場	15.3
合計		3ヶ所	911,500	784,490		93社106工場	353.7

※給水区域は現在給水している区域

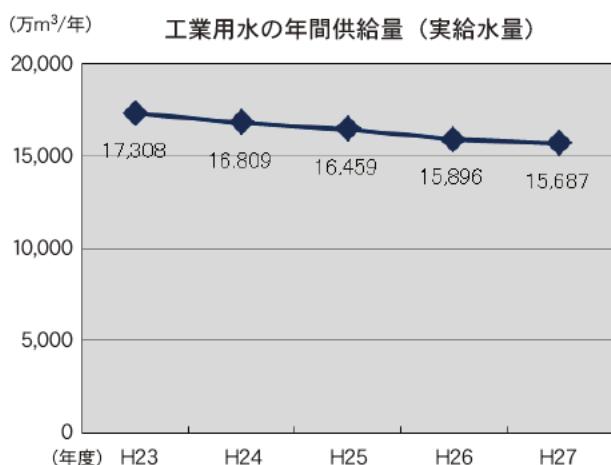
※中伊勢、松阪の各事業は浄水場なし

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたもの

○営業実績

1年間で、約1億5,700万m³、1日あたりに換算すると、平均して約43万m³の工業用水を供給しています。

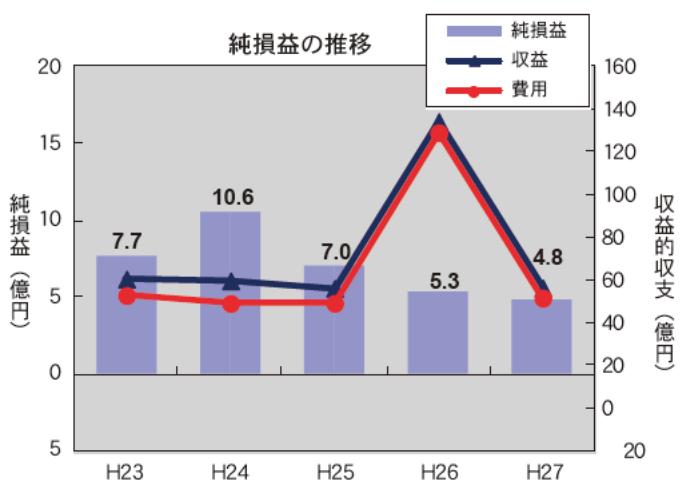
近年、工場の新增設に伴う水需要の伸びがある一方で、工場撤退に伴う工業用水の使用廃止に伴い、水需要はやや減少傾向にあります。



○経営状況

平成27年度は、工場撤退に伴う工業用水の使用廃止に伴い、純利益は、約4億8,000万円となりました。

なお、平成26年度は、多度・鈴鹿工業用水道の減損処理を行ったことから、収益、費用ともに大幅に増加しました。



電気事業の概要

○施設の概要

三重ごみ固形燃料発電所は、県内6施設12市町からRDF(ごみ固形燃料)を受け入れています。

施設名	三重ごみ固形燃料発電所
設置場所	桑名市多度町力尾
RDF処理能力	240(トン/日)
最大出力	12,050(kW)



県内RDF製造施設の概要

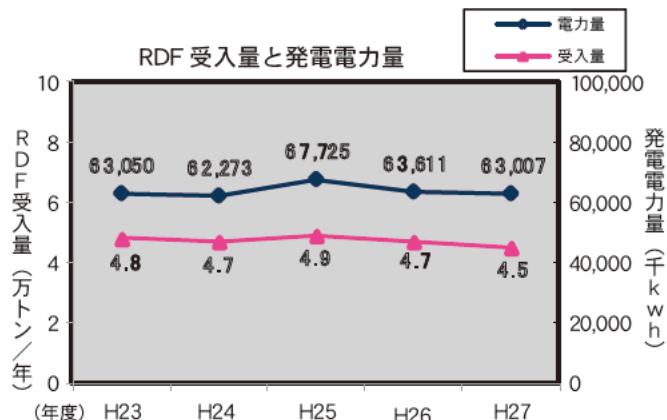
平成28年4月1日現在

RDF製造施設名	施設能力 (ごみトン/日)	RDF製造者名	構成市町
桑名広域清掃事業組合資源循環センター (リサイクルの森)	230	桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化プラザ	44	香肌奥伊勢資源化広域連合	大台町、多気町、大紀町
紀南清掃センター	23	南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
さくらリサイクルセンター	135	伊賀市	同左
紀伊長島リサイクルセンター	21	紀北町	//
海山リサイクルセンター	20		
計 6 施設		計 5 団体	計 12 市町

○営業実績

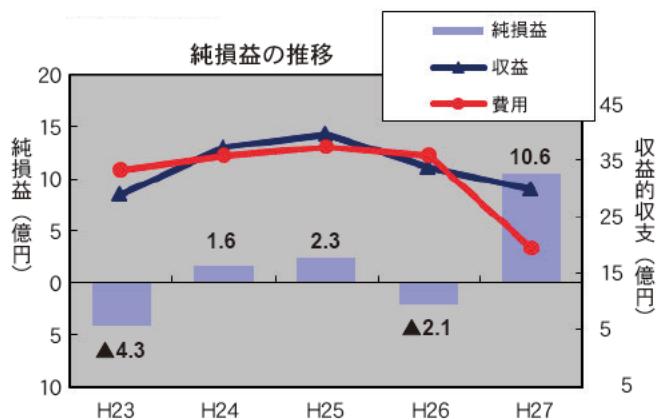
平成27年度は、年間約4万5千トンのRDFを各市町等から受け入れ、発電を行いました。

年間を通して安定した運転を行い、1年間で約6,300万kWh、1日平均約17万kWh(一般世帯の約1万9千戸分)の発電を行いました。



○経営状況

RDF焼却・発電事業について、発電電力量は、ほぼ横ばいとなりましたが、RDF民事訴訟判決確定に伴う損害賠償金の受入による特別利益の計上等により、平成27年度の純利益は約10億6,000万円となりました。



水・電気の供給のしくみ

○水道用水



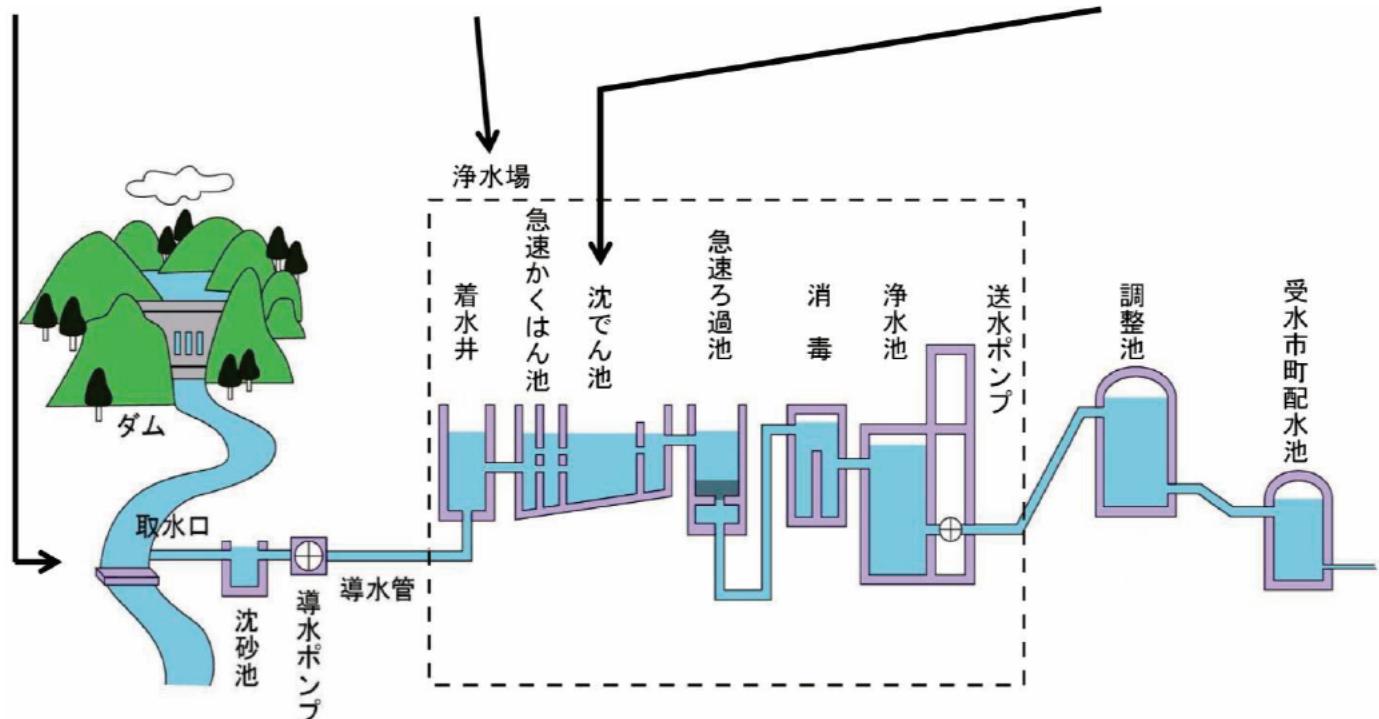
取水口(南勢志摩水道 津留取水口)



浄水場(北中勢水道 高野浄水場)



沈でん池(北中勢水道 水沢浄水場)



- ・ダムや河川に設けられた「取水口」から取水された水(原水)は、「沈砂池」で土砂等を取り除いた後、浄水場の「着水井」へ導かれます。
- ・原水中の微粒子を取り除くため、「急速かくはん池」において「ポリ塩化アルミニウム(PAC)」等の薬品を注入し、微粒子等の固まりであるフロックを形成させ、「沈でん池」と「急速ろ過池」でフロックを取り除きます。
- ・最後に、大腸菌などの消毒を行うため「次亜塩素酸ナトリウム」を注入します。
- ・こうしてきれいになった水は、「清水池」へ貯められ、各市町の配水池(受水タンク)へ供給されて、各市町が一般家庭へ水道水として給水を行います。

○工業用水

工業用水の供給のしくみは、基本的には水道用水と同じですが、水道用水ほどの水質が要求されないことから、次のような点で違いがあります。

- ・大腸菌などの滅菌を行う必要がないことから、次亜塩素酸ナトリウムを使用しないこと。
 - ・微少フロックを取り除くための「急速ろ過池」は、多くの場合は設置する必要がないこと。
- また、工業用水は、企業庁が直接エンドユーザーである各企業へ配水を行っています。

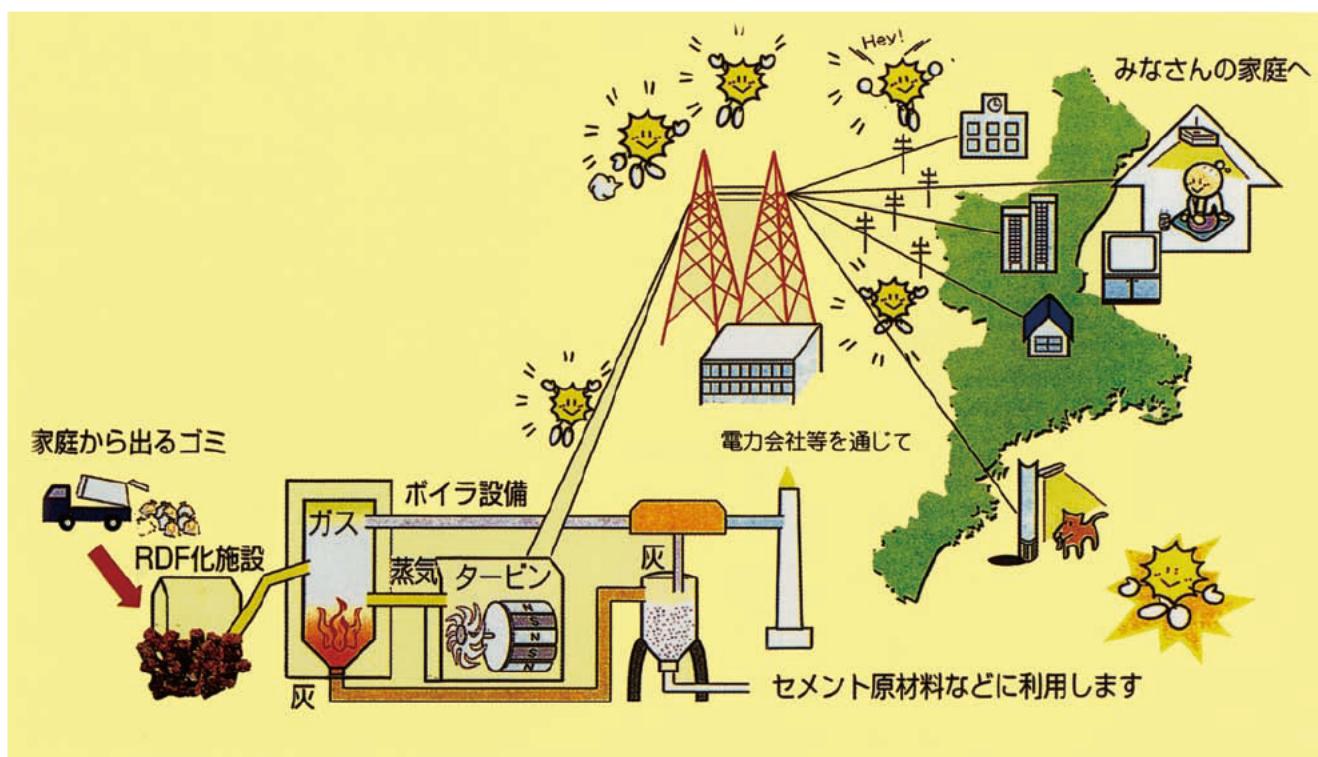
○RDF焼却・発電

各市町等から搬入されたRDF(ごみ固形燃料)を燃焼させて、蒸気タービンにより発電を行います。

三重ごみ固形燃料発電所では、RDFの焼却灰もセメント原材料などに再利用することで、資源循環型社会の構築に寄与しています。



三重ごみ固形燃料発電所



各事業所の主な業務内容

日常管理の充実や品質管理の徹底により、安全・安定な事業運営を行います。

日常管理

○ISO9001品質マネジメントシステム

水や電気などの供給にあたっては、常に質の高いサービスを提供するために、ISO9001を活用しています。

施設の整備、運転、保守管理や水質管理など、品質に影響する全ての業務を品質マネジメントシステムの対象としており、マニュアルや記録の管理を徹底するとともに、故障時等には適切な対処を行ったうえで、再発防止や予防処置に取り組んでいます。



薬品注入設備の点検

○運転監視

浄水場と発電所の運転は、24時間体制で監視を行い、安全運転に努めています。

なお、浄水場の運転監視は、段階的に民間委託を導入し、平成24年度からは全ての浄水場において民間委託しています。



民間委託による運転監視

品質管理

○水質管理

安全・安心な水道水を供給するため、浄水処理工程における水の色・濁り、消毒の残留効果などの水質検査を毎日行っています。また、水源から浄水(送水)に至る水の水質基準51項目の検査及び農薬類などの水質管理目標設定項目の検査を毎月行っています。

これらの他、大雨で水源の水が濁ったり、水道水でカビ臭等が発生した時や、ユーザーから苦情や問い合わせがあった時には、臨時検査を行うことで、水質の確保や苦情等の解決につなげています。

(平成27年度臨時検査数 184回)



水質分析による安全確認

ORDF品質管理

県内各地の製造施設から搬入されるRDFは、RDF品質管理規程に基づき、水分や温度、粉化度などをその都度検査して受け入れを行っています。

また、RDFの保管は、開放型ピットを備えたRDF貯蔵施設で行い、温度や可燃性ガスなどを連続監視しています。

発電所にはRDF品質管理責任者を配置し、検査員や委託業者と協力して日々の管理を行っています。



RDF受け入れ検査

地震や漏水などにも備えて施設整備を行い、安定した供給を行います。

○施設改良・修繕

浄水場や水管橋、発電所等の施設を適切に維持し、更新していくことは、「安全・安定」供給を実現するために不可欠な事項です。

また、今後想定される大規模地震に備えるため、施設の耐震化が急務となっています。

企業庁では、施設の改良や更新、修繕工事や耐震化工事を計画的・重点的に実施しています。



耐震補強後の水管橋

○漏水復旧

道路等に埋設されている水道管は、土壤特性による腐食や地中の迷走電流による電食等により漏水することがあります。

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、道路陥没等の二次災害を引き起こす原因にもなりかねません。

このため、ユーザー等への影響も考慮しながら、できる限り、迅速で的確な復旧作業を行います。

(平成27年度 水道用水供給事業の給水支障件数 0件)

工業用水道事業の給水支障件数 0件)



夜間の漏水復旧作業

危機管理の充実や積極的な情報提供を通して、安心できる事業運営を行います。

○危機管理訓練

「安全・安心・安定」供給を実現するため、防災危機管理推進計画に基づき、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、危機対応能力の向上や危機管理意識の共有を図ることを目的に、震災対応訓練や水質事故対応訓練などの実践的な訓練を行っています。

(平成27年度 実践的な訓練実施回数 85回)



水道ボランティアによる給水訓練

○施設見学

企業庁の役割や事業内容、水や電気の大切さを知るために、浄水場や発電所等の施設見学を行っています。

浄水場では、飲料水ができるまでをわかりやすく説明するため、水がきれいになる工程の模擬実験や、水質測定の実演を行っています。

自由研究等の目的で、毎年、小学生を中心に多くの方に参加頂いています。



浄水場の施設見学

～ 三重県企業庁 ホームページ ～

最新情報を常に更新しているほか、水質検査結果などの日常管理情報や財務状況の提供等を行っています。また、各事業所の情報提供も行っています。

企業庁ホームページ : <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>

環境保全と地域貢献

企業庁は、環境に配慮した事業運営に取り組んでいます。また、地域に貢献する様々な活動も行っています。



【太陽光発電設備】

沈でん池に太陽光パネルを備えた遮光設備を設置し、藻類発生防止による水質改善を図りながら太陽光発電を行うことで、環境負荷を低減しています。

平成27年度発電電力量実績	
播磨浄水場	376, 742kWh
高野浄水場	136, 394kWh
北勢水道事務所	36, 772kWh



【伊坂・山村サイクリングコース】

伊坂ダム、山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放しています。

週末には、ダム湖周辺の散策やサイクリングなど、大勢の人で賑わっています。



【小水力発電設備】

水道管内の水が持つ余剰エネルギーを有効利用するため、小水力発電設備を導入しています。

平成27年度発電電力量実績	
播磨浄水場	189, 991kWh

災害時における活動

企業庁では、大規模地震や台風などによる災害が発生したときに備え、災害時における応援協定を結んでいます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成23年の台風12号による紀伊半島大水害時には速やかに現地に赴き、生活に必要な飲料水の応急給水、被災施設の復旧支援等の活動を実施しました。

○東日本大震災での活動

(水道事業)

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、被災地の宮城県宮城郡松島町に給水車(給水タンク搭載)を持ち込み、応急給水活動を行いました。

現地に入った職員は、地元消防団に先導してもらい、松島町の浄水場で給水車に水を補給し、各給水箇所を回り応急給水活動を行いました。

【活動期間】

平成23年3月27日～28日(2日間)

(工業用水道事業)

宮城県企業局から経済産業省を通じて要請を受け、被災した工業用水道施設の復旧支援活動を行いました。

漏水した配水管の復旧作業と平行してマンホールの点検、空気弁の取替え作業等を行い、配水管の復旧後、管の充水作業、充水後の管路点検を行いました。

【活動期間】

平成23年3月24日～27日(4日間)
平成23年4月10日～14日(5日間)



【被災地に入る給水車】



【応急給水活動(宮城県松島町)】



【工業用水道施設・管路の点検】

○紀伊半島大水害での活動

平成23年の台風12号による紀伊半島大水害で甚大な被害を受けた熊野市、紀宝町に対して、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動を行いました。



【浄水施設の被災状況(熊野市)】

熊野市には、職員延べ54人、給水車(給水タンク搭載)延べ27台が出動し、応急給水活動を行いました。

【活動期間】

平成23年9月5日～16日(12日間)



【応急給水活動(熊野市)】

紀宝町には、職員延べ16人、給水車(給水タンク搭載)延べ8台が出動し、応急給水活動を行うとともに、浄水の水処理に関する技術支援を行いました。

【活動期間】

給水活動

平成23年9月6日～13日(8日間)

浄水処理技術支援

平成23年9月13日～16日(4日間)



【給水車への補給作業(紀宝町)】

4. 財務の状況

企業庁の財務の特徴

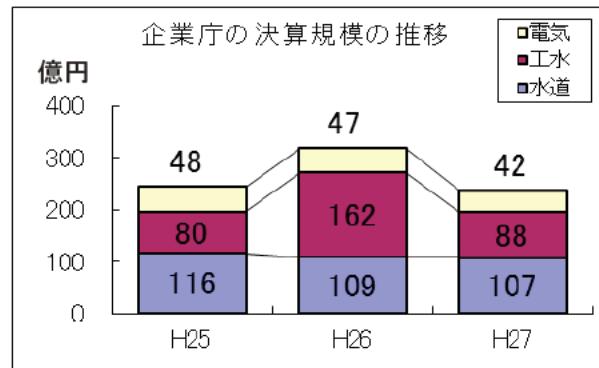
(1) 財務の原則

地方公営企業の経営は、その受益者が特定されていることから、経営に伴う経費については料金などの収入をもって充てなければならないとする「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」に基づいています。

(2) 企業庁の決算規模

決算規模は、事業の管理・運営に伴う支出と施設の建設、改良等に伴う支出の合計で、一般会計の歳出総額に相当するものです。

※決算規模 = 総費用(税込み) - 減価償却費 + 資本的支出
(総務省「地方公営企業年鑑」より)



(3) 料金の決定基準

地方公営企業の料金は、その健全な運営が確保できるものである必要から、能率的な経営の下における適正な原価に基づくものとされています。

また、料金には地方公営企業が継続してサービスを提供していくために必要な建設改良費などの資本費も原価として含まれており、こうした仕組みは総括原価方式と呼ばれています。

総括原価方式による料金単価設定の考え方

$$\text{料金単価} = \frac{\text{原価(営業費用+資本費)}}{\text{供給量}}$$

(4) 企業債の償還

地方公営企業の建設改良資金は、大部分が企業債により賄われています。

企業債の償還は長期にわたるため、計画的に償還を行うとともに、新規の発行を抑制することにより、利息負担の軽減を図り、総費用の縮減に努めています。

負債の内訳(企業債の状況)

平成28年3月31日現在 (億円)

		負債 (企業債)
水道	元金	254
	利息	38
工業用水道	元金	141
	利息	16
合計	元金	395
	利息	54
	計	449

※ 四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(5) 一般会計繰入金の状況

水道の水源開発に要する経費や広域化対策に要する経費の一部などについて、国の基準等に基づき、一般会計から繰入を行っています。

一般会計繰入金の推移

(億円)

	H25	H26	H27	H28
水道	13	13	11	11
工業用水道	11	12	12	12
計	25	24	23	23

※ H27までは実績、H28は当初予算額。

※ 四捨五入のため合計が合わない場合があります。

損益計算書及び貸借対照表(平成27年度決算見込)

① 水道事業会計

損益計算書 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
営業収益	80	86.4
営業費用	81	104.8
営業利益	△0.4	—
営業外収益	9	91.3
営業外費用	7	78.9
経常利益	2	11.4
当年度純利益	2	8.8
前年度繰越利益 利益剰余金等	22	160.1
当年度未処分利益 剰余金	24	67.0

貸借対照表 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
固定資産	1,262	98.1
流動資産	175	98.9
資産合計	1,437	98.2
固定負債	278	89.9
流動負債	45	96.0
繰延収益	244	97.5
負債合計	566	93.5
資本金	838	103.0
剰余金	33	73.3
資本合計	871	101.5
負債・資本合計	1,437	98.2

損益計算書の概要

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成27年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

平成27年度の各事業の純利益は以下のとおりです。

水道事業	:	2億円
工業用水道事業	:	5億円
電気事業	:	11億円

なお、電気事業については、R D F焼却・発電事業と水力発電（残務整理）を合わせて記載しています。

② 工業用水道事業会計

損益計算書 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
営業収益	52	96.7
営業費用	48	99.0
営業利益	4	72.7
営業外収益	5	6.8
営業外費用	3	89.8
経常利益	5	7.1
当年度純利益	5	91.3
前年度繰越利益 剰余金等	5	75.3
当年度未処分利益 剰余金	10	82.2

貸借対照表 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
固定資産	1,001	101.2
流動資産	110	83.0
資産合計	1,112	99.1
固定負債	179	89.3
流動負債	25	87.7
繰延収益	179	98.6
負債合計	383	93.3
資本金	706	102.8
剰余金	22	91.0
資本合計	728	102.4
負債・資本合計	1,112	99.1

貸借対照表の概要

貸借対照表は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成27年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産等です。

また、負債は、企業債や引当金等の固定負債と企業債や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

③ 電気事業会計

損益計算書 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
営業収益	13	45.8
営業費用	18	67.9
営業利益	△5	—
営業外収益	3	78.2
営業外費用	0.2	31.7
経常利益	△2	—
特別利益	14	724.2
特別損失	1	14.8
当年度純利益	11	—
前年度繰越利益 剰余金等	△25	—
当年度未処分利益 剰余金	△14	—

貸借対照表 (億円、%)

科 目	H27	対前年比
固定資産	15	18.7
流動資産	111	204.5
資産合計	127	93.0
固定負債	3	44.7
流動負債	6	41.1
繰延収益	2	20.0
負債合計	11	35.3
資本金	130	100.0
剰余金	△14	—
資本合計	116	110.0
負債・資本合計	127	93.0

※億円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

5. 「三重県企業庁長期経営ビジョン」の概要

1 趣旨・計画期間

社会環境の変化に対応し、平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化することを通じて、抜本的な経営改善を行うため、今後10年間（平成19～28年度）の企業庁の事業運営の理念と道筋を示すために策定しました。

2 使命

企業庁は次のことを使命として取り組んでいきます。

「次世代につながる生活基盤の維持向上を図り、将来的にも持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現することにより、県民のくらしの安全・安心を確保し、経済・産業の発展に寄与します」

3 経営理念

企業庁は確かな技術とチャレンジ精神で、三重の活力と安心に貢献する公営企業をめざします。

- ① 「安全・安心・安定」供給を次世代につなげます
- ② 技術力で県民の皆さんと確かなパートナーシップを築きます
- ③ 常に上のステージをめざし、自ら変革を続けます

4 経営方針

企業庁は使命を果たすために、次の方針に基づき経営を行います。

- ① 県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供します。
- ② 経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点による簡素で効率的な事業運営を行います。
- ③ 市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップにより、県全体の「安全・安定」供給に貢献します。
- ④ 計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上します。
- ⑤ 「企業の社会的責任（CSR）」を自覚し、環境や地域への積極的貢献を行います。
- ⑥ 技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成します。

5 経営方針に基づく重点的な取組

経営方針に基づき、次の取組を重点的に行います。

「※」は長期経営ビジョンから目標時期等を変更した取組について、現在の取組状況を記載しています。

(1) 計画的な施設改良の推進

- ・管路、水管橋、浄水場、発電所など施設の耐震化・老朽劣化対策等を計画的・重点的に行います。

(2) 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

- ・市町と連携した水質管理を強化するとともに、民間事業者への技術指導・技術普及を推進します。
- ・ユーザーへ積極的に情報提供することにより、施設改良計画の検討など事業の企画面も含め「協働」できる取組を行います。

(3) 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

- ・技術継承や研修制度の充実により指導監督能力を向上させます。
- ・経営に必要な企画立案能力・課題解決能力など総合的能力を開発・育成します。

(4) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

①一市供給地域において、水道用水供給事業を市水道事業へ一元化

- ・市との合意のもと取組を進め、伊賀市は平成21年度からの一元化に向けた協議を進めます。志摩市は平成22年度からの一元化に向けた協議を進めます。

※ 伊賀市については、平成22年4月から一元化を実施しました。

志摩市については、平成23年4月から一元化を実施するとともに、平成25年度末まで県から市に対し職員を派遣し、OJTによる技術継承を行いました。

②水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

- ・浄水場等において、民間企業の成熟度を考慮し「安全・安定」供給を検証しながら段階的に導入します。
- ・平成21年度から全ての工業用水道の浄水場等に導入し、平成24年度から全ての水道の浄水場等に導入します。

※ 工業用水道事業については、平成21年度から導入しています。

水道事業については、供給における安全・安定性を確保し、当庁が事業者としての責任を果たすことを前提に、コスト等も含め総合的に検討した結果、今後も包括的な民間委託は導入せず、従来どおり運転監視等の業務を個別に民間委託し、事業運営を行うこととしました。

③水力発電事業の民間譲渡

- ・電力会社との長期電力受給基本契約が切れる平成21年度末までの譲渡を目標とします。
- ・全発電所の長期安定・安全運転と地域貢献の継続を基本条件とし、流域の住民や関係者の理解を得ながら、譲渡に向けた的確な対応と引継ぎを行います。

※ 「三重県企業庁水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺、比奈知の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二、蓮の3発電所を、平成27年4月1日に長、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田の5発電所を譲渡しました。

④水力発電事業の民間譲渡に伴うRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

- ・本体事業である水力発電事業の譲渡に伴い、企業庁で実施する位置付けがなくなることから、知事部局と連携して市町と協議を進め、新たな運営主体への移管を実現します。

※ 関係市町や関係部局と協議を行った結果、事業期間である平成32年度末までの運営は、引き続き企業庁が担つていくこととされました。現在は、地方公営企業法の任意適用事業として運営しています。

6 事業展開のための経営基盤の強化

各事業における展開を支える経営基盤を強化するため、次の取組を進めます。

(1) 組織運営方針

- ①柔軟で効率的な組織の実現
- ②技術継承と人材育成
- ③危機管理体制の強化
- ④ISO9001による品質向上
- ⑤積極的で分かりやすい情報提供

(2) 財務運営方針

- ①財務運営方針による計画的・効率的な財務運営
- ②適正な資産管理

(3) 環境への配慮と地域貢献活動(「企業の社会的責任(CSR)」)の取組

- ①太陽光発電や小水力発電の導入
- ②スポーツ・レクリエーションの場としての施設開放や災害時の給水拠点の提供 など

7 推進方法・進行管理

・実施計画として「中期経営計画」を策定し、効率的で計画的な事業展開を行っていきます。

※「中期経営計画」(平成19～22年度)

「第2次中期経営計画」(平成23～26年度)

「第3次中期経営計画」(平成27～28年度)

を策定し、推進しています。

・「経営改善プロジェクト」(企業庁内組織)により知事部局と連携して総合的に推進ていきます。

・県民・ユーザー・有識者等で構成する「懇話会」で事業の実施状況や経営状況について意見をいただきます。

「三重県企業庁長期経営ビジョン」計画期間内(平成19年度～28年度)における事業展開スケジュール

(平成19年11月作成、その後の見直しを反映して一部変更しています。)

